

自然災害(台風・地震等)への初期対応について

日頃より、本校の教育活動へのご理解とご協力をありがとうございます。

自然災害への初期対応に関する大田区立学校のガイドラインの改定に基づき、大田区に暴風警報・レベル3以上の大雨警報・気象防災速報(線状降水帯発生、記録的短時間大雨)、大田区が発令する緊急安全確保・避難指示・高齢者等避難対応が発令された場合、震度5弱以上の地震が発生した場合の対応について、下記の通りといたします。児童の安全を確保するため、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 暴風警報・レベル3以上の大雨警報・気象防災速報が発令された時の対応

- (1) **午前6時に大田区へ「暴風警報等」**が発令されている場合は朝練習等には参加せず自宅に待機し、**午前7時に大田区へ「暴風警報等」**が発令されている場合は臨時休業となります。
- (2) **児童登校後に大田区へ「暴風警報等」**が発令された場合には、解除されるまで**児童を学校に留め置き**ます。解除後に方面別の集団下校を実施します。なお、午後6時以降に「暴風警報等」が解除される見込みとなった場合には、保護者による引き取り下校を行います。対応に対する準備をお願いします。
- (3) **午前7時以降、大田区へ「暴風警報等」の発令が無くても**、安全上の理由から保護者の判断で児童を自宅待機させる場合には、**欠席扱いにはなりません**。その際には必ず、学校にご連絡をお願いします。

2 震度5弱以上の地震が発生した時の対応

- (1) **児童在校時に、大田区に震度5弱以上の地震が発生した場合**は、児童を学校に留め置き、**保護者による引き取り下校**を実施します。保護者又は代理人(児童調査票に登録されている方)が引き取りに来られるまでは、児童は学校でお預かりします。
- (2) 授業日の午前中に大規模地震が発生した場合であっても、給食室に被害がなく、食材があり、ガス電気の遮断がなく、給食調理員がいれば、給食を提供した後、保護者による引き取り下校を実施することを原則とします。

3 鉄道の計画運休に伴う臨時休業等の対応

- (1) **午前0時までに蒲田駅・大森駅を含むJR京浜東北線の計画運休が、翌日の始発から午後2時までの間に開始されることが発表された場合、臨時休業**とします。当日、途中で計画運休が解除されても臨時休業の対応は変更しません。

※ただし、台風による自然災害の状況に応じて上記以外の対応が必要な場合は、教育委員会事務局より別途指示があります。

【問い合わせ】

副校長 的場

03-3750-0048